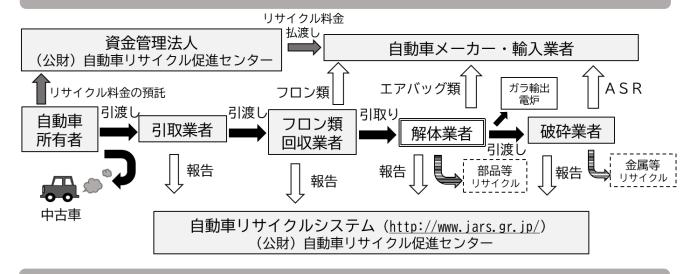
# 自動車リサイクル法の流れ



# 使用済自動車の解体を行うにあたって

### 1 解体業の許可

使用済自動車の解体を行うには、沖縄県知事\*の許可が必要です。使用済自動車から部品を取り外す行為(部品取り)は、解体行為に該当し、解体業の許可が必要です。また、許可の有効期間は5年間となりますので、5年ごとに更新手続を行う必要があります。

\* 那覇市内に事業所を設置する場合は、那覇市長への許可が必要

#### 2 自動車リサイクルシステムへの登録

解体業の許可を受けた後は、必ず自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行ってください。システムへの登録を行わない場合、引取・引渡等の移動報告(電子マニフェストの使用)が行えず、実質的に業を行う事ができません。

更新申請の場合は、期限満了日までに自動車リサイクルシステム上で、更新操作を行う必要があります。手続きを行わずに満了日を過ぎると、移動報告が行えなくなります。

〈自動車リサイクルシステムお問い合わせ先〉

TEL: 050 – 3786 – 7755 http://www.jars.gr.jp/

#### 3 解体業者の主な役割

#### 【引取り】

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

#### 【エアバッグ類の回収】

エアバッグ類を回収し、自動車製造業者等へ引き渡さなければなりません。(または自動車製造業者等から委託を受けてエアバッグ類の車上作動処理を実施します。)

回収したエアバッグ類を再利用したり、中古品として販売することはできません。

#### 【再資源化基準に従った解体の実施】

バッテリー、タイヤ、廃油、廃液、蛍光灯を回収し、可能な範囲で再資源化(再資源化できないものは、産業廃棄物として適正に処理)する必要があります。また、可能な範囲で、その他、有用な部品や材料を回収し、再利用する必要があります。

#### 【引渡し】

解体自動車(廃車ガラ)は、他の解体業者、破砕業者または解体自動車全部利用者に引き渡さなければなりません。

#### 【報告】

自動車リサイクルシステムにより移動報告(引取報告、引渡報告)を行わなければなりません。

- ・使用済自動車または解体自動車の引取報告(引き取った日から3日以内)
- ・解体自動車の引渡報告(引き渡した日から3日以内)
- ・エアバッグ類の引渡報告(引き渡した日から3日以内)

## 標識の掲示

事業所ごとの見やすい場所に、次の事項を記載した標識を掲示しなければなりません。

- ① 解体業者であることを示す内容
- ② 解体業者の氏名又は名称
- ③ 解体業者の許可番号

# 自動車リサイクル法に基づく許可事業者 根拠法令 使用済自動車の再資源化等に関する法律 第60条 許可番号 許可の種類 解体業者 事業者名称 ○○自動車解体(株)

記載例

20 cm×20 cm以上

# 許可後の変更について

以下の事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内に管轄の保健所に変更届を提出しなければなりません。

- ① 氏名(名称又は代表者氏名)又は住所
- ② 事業所の名称又は所在地
- ③ 役員、使用人
- ④ 未成年者の法定代理人
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 解体業、破砕業、産業廃棄物処理業の許可状況
- ⑧ 株主又は出資者